

# 「後発医薬品に関するアンケート」調査結果（概要版）

平成21年10月

栃木県後発医薬品安心使用促進協議会

## 1 調査の経緯

国は、患者負担の軽減と医療保険財政の改善という観点から、後発医薬品の使用促進を進めており、「経済財政改革の基本方針2007」（平成19年6月閣議決定）において、「平成24年度までに後発医薬品の数量シェアを30%（現状から倍増）以上にする」との目標を掲げ、同年10月、「後発医薬品の安心使用促進アクションプログラム」を策定し、国や製薬メーカー等関係者が行うべき取組みを示した。

当該アクションプログラムのなかで、国の取組みの一つとして、都道府県ごとに医療関係者や都道府県担当者等で構成する協議会を発足し、後発医薬品の使用促進安定策の策定や普及啓発を図ることが示された。

これを受けて本県では、平成20年12月に「栃木県後発医薬品安心使用促進協議会」を発足し、平成21年2月に第1回の協議会を開催した。

この第1回の協議会の中で、県内の状況を把握するためのアンケート調査を実施し、その結果を踏まえて、課題の整理と対応策の検討を行うこととなった。

## 2 調査の概要

### (1) 調査方法

「後発医薬品に関するアンケート調査」調査票（病院用）・（診療所・歯科診療所用）・（薬局用）・（医薬品卸売販売業者用）及び県政モニター用アンケート「ジェネリック医薬品（後発医薬品）について」による。（郵送方式）

### (2) 調査対象（県内の全病院・診療所・薬局及び県政モニターにアンケートを送付）

ア 病院：109施設

イ 診療所・歯科診療所：2,299施設

ウ 薬局：718施設

エ 医薬品卸売販売業者：5業者 医療機関等計3,131

オ 県民（県政モニター）：220名

合計 3,351

### (3) 調査期間

病院、診療所・歯科診療所：平成21年3月17日～4月10日（回答期限）

薬局、医薬品卸売販売業者：平成21年3月17日～4月30日（回答期限）

県民：県政モニター向けアンケート（平成21年6月1日発送）

### (4) 回答数

病院	85施設（回答率：78%）
診療所・歯科診療所	1,538施設（回答率：67%）
薬局	446施設（回答率：62%）
医薬品卸売販売業者	5業者（回答率：100%）
医療機関等計	2,074（回答率：66%）
県民（県政モニター）	169名（回答率：77%）
計	2,243（回答率：67%）

## 3 調査結果の概要

今回のアンケートでは、県内の全医療機関・薬局等の約66%にあたる2,074施設から回答があり、かなり多くの意見を反映させることができたと考えられる。

また、県民モニターの約77%にあたる169名から回答があり、20歳代から70歳代の幅広い層からの意見を聞くことができた。

### 【病院】

- 病院では、回答の93%（79施設）が後発薬を使用又は処方（一部使用含む）（以下「使用等」という）しており、ほとんど使用なしは7%（6施設）であった。
- 後発医薬品を使用等する主な理由としては、患者負担の軽減、病院経営の改善、先発品とあまり変わらないから、国が推進しているから、であった。
- ほとんど使用等しない理由としては、品質に疑問がある、安定供給体制の不備、情報提供の不備、患者への普及啓発不足があげられた。
- 採用後発医薬品は、品目数ベースで13.3%であった。
- 後発医薬品の採用の際考慮する事項は、迅速かつ安定的供給、メーカーの品質に関する情報提供の程度、薬の価格などであり、また、今後必要と考える対応としては、情報提供や安定供給体制の充実、十分な品質保証、患者への普及啓発が望まれた。
- また、自由意見にもあるように、医療従事者（特に医師・薬剤師）への後発医薬品使用のインセンティブ（動機付け）の検討、報酬上の考慮もあげられた。

## 【診療所】

- 診療所での後発医薬品の使用等は、回答の57%（867施設）となっている。  
うち医科診療所での使用等率は76%、歯科診療所での使用率等は30%であった。
- 後発医薬品を使用等する主な理由は、患者負担の軽減、先発品とあまり変わらない、患者が希望するからであった。
- また、ほとんど使用等しない理由では、品質に疑問、効果に疑問、情報提供の不備、副作用への不安などがあげられた。
- 採用後発医薬品は、品目数ベースで17.6%であった。
- 後発医薬品の採用の際考慮する事項は、品質に関する情報提供の程度、薬の価格、迅速かつ安定的な供給、患者の使用感などであり、また、今後必要と考える対応としては、十分な品質保証、情報提供や安定供給体制の充実、患者への普及啓発が望まれた。
- また、様々な自由意見が寄せられた。後発医薬品に肯定的な意見もある一方、国やメーカーへの要望も数多く寄せられた。国には後発医薬品の審査強化等について、メーカーには後発医薬品の信頼性をより高めるための取組みを求めている。

## 【薬局】

- 回答のあった薬局が平成21年3月に取扱った、後発医薬品への変更が可能な処方せんのうち、先発医薬品を後発医薬品に1品目でも変更した処方せんの割合は、11.4%であった。  
また、平成21年3月に調剤した全医薬品に対する後発医薬品の割合（数量ベース）では、10%以上～30%未満の薬局が最も多く（176施設(43.6%)）、次いで30%以上～50%未満（114施設(28.2%)）であった。なお、後発医薬品の調剤割合が50%以上の薬局は、56施設(13.9%)である。
- 後発医薬品への変更に係る患者への説明については、説明は10%未満の患者にとどまる薬局が最も多く（202施設(46.1%）／ただし、後発医薬品の処方が多い・調剤が進んでいるために説明頻度が少ない30施設を考慮すると、172施設(39.3%)）、次いで10%以上～30%未満（77施設(17.6%)）であった。
- 説明しても後発医薬品に変更を希望しない患者の理由では、思ったほど自己負担が下がらないため、後発品に対する不安が上位を占めた。
- 後発医薬品の調剤に積極的に取り組んでいる又は薬効により取り組んでいる薬局は、全体の43%であるが、取り組んでいる理由としては、患者の負担が軽減されるから、国が積極的に推進しているから、患者が希望するからが上位を占めた。
- また、後発医薬品の調剤にあまり取り組んでいない理由としては、安定供給体制が不備、近隣の医療機関が消極的、品質・効果に疑問があるが上位を占めた。
- 備蓄医薬品のうち後発医薬品の占める割合は、品目数ベースで14.8%であった。
- 後発医薬品を採用する際考慮する事項では、迅速かつ安定的な供給、品質に関する情

報開示の程度、薬の価格が上位を占めた。

- 後発医薬品について今後必要と考える対応では、十分な品質保証、情報提供や安定供給体制の充実、患者への普及啓発が上位を占めた。
- また、多くの自由意見が寄せられたが、経営面での要望、医師・医療機関の理解や相互の連携強化を求める声が目立つ。

#### 【医薬品卸】

- 県内の医薬品卸 5 社における、平成 20 年度の医療用医薬品の取扱い金額は、1309 億 3269 万 2306 円で、そのうち後発医薬品の取扱い金額は、63 億 4638 万 7089 円で全体の 4.8% であった。医薬品種別ごとの後発医薬品の取扱いの割合は、外用薬が 4.6%、注射薬が 4.9%、内服薬が 4.8%（いずれも金額ベース）であった。
- 後発医薬品の販売については、2 社が積極的、2 社が消極的、どちらでもないが 1 社であったが、どちらでもないとした会社からは、後発医薬品に関する資料、データベースを公開し、医療機関の選択により注文に応じているとの回答があった。

#### 【県民】（県政モニター）

- ジェネリック医薬品（後発医薬品）（以下「後発医薬品」）という言葉は、89%の人が知っており、また、後発医薬品を処方されたことがある人は25%であった。
- 後発医薬品を知っている人のうち、処方を希望する人は42%であり、希望しない人は4%であった。希望する人の年代別では、20代・30代が多く、半数を超している。
- 後発医薬品の処方を希望する理由では、支払い金額が安くなるからが最も多い。
- 後発医薬品の処方を希望しない理由では、効果や安全性に不安がある、医師・薬剤師が勧めないからなどがあげられた。
- 自由意見では、・後発医薬品について、医師や薬剤師からの十分な説明を求める意見、やさしくわかりやすい説明文や資料を求める意見、・医療費削減のため、後発医薬品の使用を進めるべきとする立場と、薬効や安全性に不安が残るとする立場の双方の意見、・医師の気分を損ねるのではと思い、ジェネリック医薬品の処方希望を言い出せないとする意見などが多かった。

## 【課題等】

- 医療機関・薬局における後発医薬品にかかる課題は、・品質保証、・情報提供、・安定供給が十分かつ適切に行われることと、患者への普及啓発に集約できると考えられる。
- 県政モニターを通して得られた患者側の立場としては、後発医薬品の処方を望まないという意見は少ないが、専門家からの十分な説明や啓発資料等により、納得・安心して使いたいという希望を持っていることがわかった。

### 〔課題〕

#### (メーカー・卸)

##### →品質保証面

- ・品質に係る医療関係者・患者の不安を払拭するため、メーカーによる市販後調査等による十分な情報収集や品質向上のための取組み

##### →情報提供面

- ・メーカーのMRの充実強化及び、MR以外の多方面での十分な情報提供の推進
- ・卸による情報提供体制整備の推進

##### →安定供給面

- ・メーカー・卸における安定かつ迅速な供給体制の整備
- ・メーカーによる包装・販売単位等の検討

#### (国・行政)

##### →品質保証面

- ・国や行政機関等による調査・試験・指導等のさらなる実施

##### →啓発面

- ・行政等による患者（県民）への啓発

#### (医療機関)

##### →啓発面

- ・医師による患者に対する十分な情報提供や啓発

##### →その他

- ・医療機関と薬局における、後発医薬品に係る共通理解・情報共有化を図るための連携強化・体制整備

#### (薬局)

##### →啓発面

- ・薬剤師による患者に対する十分な情報提供や啓発
- ・薬局における後発医薬品への変更にかかる取組みの推進

##### →その他・医療機関と薬局における、後発医薬品に係る共通理解・情報共有化を図るための連携強化・体制整備

- ・薬局間での情報共有化・連携体制整備

#### (患者)

##### →啓発面

- ・効果や安全性に係る不安の解消
- ・医師や薬剤師からの情報提供
- ・わかりやすい啓発資料等の提供